

遠賀町農業委員会通信

第 21 号
令和5年10月11日発行
＜発行責任者＞
遠賀町農業委員会
会長 三原 高志

会長あいさつ

遠賀町農業委員会

会長 三原 高志

令和五年七月より農業委員八名、農地利用最適化推進委員七名が新たに選出されました。



これから新しい委員一同で、農業の活性化、農地利用の最適化のために尽力して参る所存です。

さて、農業を取り巻く情勢として、ましては、異常気象や後継者不足など、厳しい状況が続く一方で、十年後の農地の将来を考える「地域計画」策定のための話し合いも順次始まっています。

また、中間管理事業を通じた農地の集積集約化、耕作放棄地の発生防止、また地域農業への新規参入の促進によって、農地利用の最適化を図ることが農業委員会の責務とされており、この責務を深く認識し、農業委員・農地利用最適化推進委員一丸となって、遠賀町の緑あふれる農地を守り、農地の有効利用につなげていくために、微力ではありますが邁進して参りますので、これから三年間よろしくお願いいたします。

新体制のご紹介

※敬称略。()内は担当地区

農業委員

〈前列〉 右から

米田 かおる

原田 利春

松の本 松の本

石井 佐千生

三原 高志

副会長 安藤 敏生

一田 孝雄

加藤 陽一郎

林 長輝

矢野 英昭

松井 悟

吉田 茂三

秦 公美

高崎 洋介

白木 敏明

白石 元弘

松の本 松の本

松の本 松の本

松の本 松の本

松の本 松の本

松の本 松の本

松の本 松の本

松の本 松の本

松の本 松の本

松の本 松の本

松の本 松の本

松の本 松の本

松の本 松の本

農業委員会の業務

農地転用の可否の判断

農地法により、農地を農地以外のものにする(農地転用)は制限されています。やむを得ず転用をする場合は、農業委員会の審議を経て、県知事の許可を得る必要があります。遠賀町農業委員会では総会において、主に次の内容の審査を行います。書類審査だけではなく、現地での確認も行っています。

※主な審査内容

- ① 必要な農地転用か
 - ② 申請目的・用途は適切か
 - ③ 他の農地に影響はないか
 - ④ 地域の農業に影響はないか
 - ⑤ 実現可能な転用か
- ※許可を得ずに農地転用を行った場合は罰則もあります。

農地の権利移動の判断

農地法により、農地の権利移動は制限されており、権利を移動する場合は、農業委員会の許可を得る必要があります。

遠賀町農業委員会では、投資目的の移動を排除し、農地利用最適化につながるかどうかを総会にて審査を行います。この場合も書類審査だけではなく、現地確認を行っています。

農地パトロール



農業委員会では毎年8月から9月にかけて、町内全ての農地を対象として、農地法に基づく利用状況調査(農地パトロール)を行っています。この調査で委員が発見した荒廃農地(遊休農地)は、農業委員会総会において審議されます。この審議において農業委員会が「遊休農地」であると判断した農地については所有者等の関係者宛に、遊休農地の活用方法を確認する「利用意向調査」を行います。

その後、この利用意向調査において、農地中間管理機構への貸付けの意向を表明せず、自ら耕作を行わないなど、遊休農地を放置している場合には、農業委員会が農地の所有者等に対して農地中間管理機構と協議すべき事を勧告します。

勧告の対象となった遊休農地については、固定資産税の課税変更が行われ、増額となることもあり得るため、農地を適切に管理することが重要です。

遠賀町の水利を学ぶ

農業委員会では9月11日に水利研修会を実施しました。この研修は、農業委員会の改選の際に必ず実施しているもので、遠賀町の水利や施設について学びます。水利は農業とは切っても切り離せないものですので、農業委員・推進委員にとっては欠かすことのできない知識なのです。

役場で講義を聞き、その後は、実際に現地を確認し、その歴史や水利の基礎知識、施設等を学びました。今回は、その一部を皆さまにお伝えします。

遠賀町の水

利は、大きく分けて遠賀川水系、犬鳴川水系、溜池水系の三つからなり、小ささまざまな水路を通して、田んぼや畑に水を供給します。当然季節や天候次第で水量は変わるため、水路に設置している水門を操作し、水の流れを調整しなければ、各農地に水が行き渡りません。



▲広渡排水機場の吉原川水門

また、遠賀町は海に近いため、潮の干満の影響を受けます。そのため、潮が満ちてくるときは水門を閉めて海水が入るのを防ぎ、潮が引くときは、水門を開けて水路に溜まった水を流します。こうした作業を日々行わなければなりません。ここ最近では異常気象による大雨が頻発して

▼神田川の取水口の大隈堰（中間市）



いるため、この水門操作は農業だけでなく日常生活にも大きな影響を与えます。そのため、水利は

非常に重要なものなのです。また、川の水も無限にあるわけではありません。それぞれが許可を得て利用しています。その権利を水利権というのですが、遠賀町の水利権は先人たちが築いてきたものが現在まで引き継がれています。

この研修で水利の重要性を再確認するとともに、遠賀町農業委員会委員としての責任と役割を実感いたしました。



▲山田川の水源、犬鳴ダム（宮若市）

農地の将来について考えよう

令和6年度末までに、これから10年後に誰がどの農地を耕作するかを農地1筆ごとに決める「地域計画」を作成する必要があります。地図の作成には地域での合意形成が必要となり、地権者・耕作者で話し合いを行います。話し合いの資料作成のため、地権者の皆様には順次農地に関するアンケートをお送りしていますので、お手元に届いたらご協力をお願いいたします。

農業者年金に加入しませんか？

引退後の安心した生活のために、農家みなで助け合う農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、納めた保険料とその運用益を将来受給する年金の原資として積立てていき、額に応じて年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」の終身年金です。原則65歳から生涯受け取ることができます。

詳しくは農業委員会事務局まで。

第56回 農業祭 ポートレース芦屋



ポートレース芦屋で今年も農業祭が開催されます！今年のテーマは「豊かな大地の恵み 遠賀・中間から届けよう！」です。

農産物や加工品の販売をはじめ、遠賀・中間地域の豊かな恵みが再発見できるイベントです。多くの皆様のご来場をお待ちしております。

●日時

令和5年12月2日（土）

午後より ※植木・苗木即売のみ
令和5年12月3日（日）

午前9時30分～午後3時まで
※記念式典 午前10時

●場所

ポートレース芦屋

農業相談を毎月実施しています！

就農、離農、農地の貸し借りや農地転用の手続き、あつせんなど農業委員がご相談にお応えします。

ご相談のある方は、農業委員会事務局までお気軽にご連絡ください。

《編集》

〈安藤敏生委員〉 〈米田かおる委員〉